

- 6 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- 7 甲は、この協定に基づき販売する物件が、全てが分別管理された間伐材であるときは、当該物件が間伐材であることを証明するものとする。
- 8 甲は、この協定に基づき販売する物件が、低質材のみであるときは、当該物件が間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明するものとする。
- 9 林産物の販売については、この協定に基づき、安定的、計画的な国有林材の供給が図られるものであることから、予約割増率を適用するものとする。
ただし、市況動向等から、適用をすることが適切でないと判断される場合は、この限りではない。
- 10 乙は、売買契約を締結した物件について、代金の全部の納付後、15日以内に搬出を行うものとする。

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(別 紙 1)

国有林材の安定供給システム販売計画
(令和4年度 製品販売：後期)

(単位：長級 m、径級 cm、協定数量 m³)

物 件 号 番 号	樹 種	長 級	径 級	材 種	協定数量	引 渡 場 所	出材予定 森林管理 署(所)
						()	

(別紙 2)

国有林材の安定供給システム協定販売価格
(令和4年度 製品販売：後期)

物件番号：
樹材種：
引渡場所：

ヒノキ

長級 (m)	径級 (cm)	品等	協定販売 価格(円)
2.00	14-16	込	
	18-22	込	
	24-28	込	
	30-36	込	
	38上	込	
3.00	8-12	込	
	13	込	
	14-16	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	18-22	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	24-28	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	30-36	直	
	小曲		
	曲		
	等外		
38上	直		
	小曲		
	曲		
	等外		
4.00	8-12	込	
	13	込	
	14-16	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	18-22	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	24-28	直	
		小曲	
		曲	
		等外	
	30-36	直	
	小曲		
	曲		
	等外		
38上	直		
	小曲		
	曲		
	等外		

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合

は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(申請者 :

)

取組評価点①

3 効果的な取組内容

(1) 目的及び方針等

① 目的

国有林のシステム販売材の購入を希望する目的を記入してください。

--

② 中長期的な方針

おおむね5年後を見通した自社の経営方針や設備投資の方針を記入してください。

--

③ 短期的な効果

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の効果を記入してください。

--

